

## 「中学校給食全員喫食推進事業」に係る審議結果について

相模原市大規模事業評価委員会(以下「当委員会」という。)は、令和5年6月20日付で相模原市長から諮問のあった中学校給食全員喫食推進事業に係る大規模事業評価について、事業の着手前に、市が担う必要性や整備手法の妥当性などを市の提示した資料及び市からの説明に基づき検証・評価し、市としての対応方針の決定に資することを目的に、審議を行った。

### 【評価の視点】

- 事業の必要性
- 事業の妥当性
- 事業の優先性
- 事業の有効性
- 事業の経済性・効率性
- 環境・景観への配慮

また、これまでの主な経過は次のとおりである。

- 令和4年度 第3回(令和5年3月29日)
  - ・ 中学校給食全員喫食推進事業((仮称)北部学校給食センター)の概要について
  - ・ 大規模事業評価の視点について
- 令和5年度 第1回(令和5年4月14日)
  - ・ 中学校給食全員喫食推進事業((仮称)南部学校給食センター)の概要について
- 令和5年5月22日
  - ・ 現地視察
- 令和5年度 第2回(令和5年6月20日)
  - ・ 諮問
  - ・ 大規模事業評価自己評価調書(中学校給食全員喫食推進事業)について
  - ・ 中学校給食全員喫食推進事業に係る市民意見及び市の考え方(案)について
- 令和5年度 第3回(令和5年7月24日)
  - ・ 答申(案)について

- 所管局による市民意見聴取

期間：令和5年5月1日から令和5年5月31日まで

意見件数：19件

以下、当委員会の審議結果を示す。

## 1 事業の必要性

### (1) 公共が担う必要性について

本事業は中学校給食の全員喫食の早期実現及び持続可能な給食運営を図ることを主たる目的として、新たな給食センター2か所の整備及び一部の中学校の配膳室の改修を行うものである。

学校給食法においては、「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」と規定されているほか、「地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければならない」と規定されていることから、地方公共団体である市が実施することは適切であると考えられる。

### (2) 市が事業を実施する必要性について

本事業は市政運営の最も基本となる相模原市総合計画のほか、相模原市学校給食施設整備方針等の関連計画等に位置付けられている。

また、先述の学校給食法の規定から、市立中学校の設置者である相模原市が事業を実施することは適切であると考えられる。

### (3) 事業の必要性について

現在、相模原市の中学校では、センター方式と持参弁当併用のデリバリー方式の2つの方式による完全給食が実施されているものの、デリバリー方式の喫食率は年々低下傾向にあり、直近の喫食率は35.4%と低い水準である。また、中学生やその保護者を対象としたアンケートにおいては、小学校と同じような温かい給食を望む声が全体の約8割を占めており、早期に温かい給食を生徒全員に提供するためには、本事業が必要であることを確認した。

## 2 事業の妥当性

### (1) 整備手法の妥当性について

整備手法については、従来型手法である公設公営方式と民間活力による事業手法であるPFI手法(BTO方式)とのコスト比較を行った結果、総事業費で約16.5億円程度優位と見込まれるPFI手法の導入を前提としていることから、妥当であると考えられる。

### (2) 規模の妥当性について

相模原市学校給食あり方検討委員会(※)から、デリバリー方式の中学校や既存の給食センターの位置などを考えると、新たな給食センターは最低でも2か所整備すべきとの答申を受けていることや、学校給食衛生管理基準を踏まえて30分程度で配達可能であることを前提とした配置をしていることから、給食センターを2か所整備することは妥当であると考えられる。

また、将来の中学校生徒数などの推計値によると、今後、少子化が進み中学校への供給予定食数の減少が見込まれるが、既存の給食センターや小学校給食室の更新時のバックアップ機能を有することから、整備規模はおおむね妥当であると考えられる。

なお、今後、全ての小学校給食室の改修後や、より一層少子化が進行した場合における給食センターの供給能力の柔軟な活用方法についても、検討いただきたい。

※ 相模原市学校給食あり方検討委員会・・・相模原市立中学校における学校給食の実施方式及び食育に関する事項について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申、又は建議する審議会。

### (3) 整備場所の妥当性について

先述のとおり、学校給食衛生管理基準を踏まえると配達時間を30分程度とする必要があり、配達予定の中学校の所在地及び道路網を勘案すると、緑区と南区においてそれぞれ1か所整備を行うことについては妥当であると考えられる。また、中学校給食の全員喫食の早期実現の観点から、不確定要素が少なく、規模や配置の条件を満たしつつ、建築基準法において「工場」とされる給食センターを建築することが可能な場所を選定していることから、整備場所は妥当であると考えられる。

なお、(仮称)北部学校給食センターについては、市街化調整区域内の相模原総合高校の跡地での建設が予定されているが、市の都市計画マスタープランの土地利用方針との整合に留意するとともに、周辺住民等の理解を得られるよう配慮しつつ、整備されたい。

### (4) 事業の妥当性について

本事業は中学校給食の全員喫食の早期実現を目指すものであるが、既存の給食施設には、現在、デリバリー給食を実施している中学校の全生徒や教職員に給食を提供できるほどの余剰能力がなく、提供能力の拡充に向けた新たなセンターの整備が必要であると考えられる。また、中学校生徒数の増減や学校再編の取組など、学校給食を取り巻く環境変化に柔軟に対応するとともに、民間活力などを活用し、整備コストだけでなく運営コストを抑える手法が検討されており、本事業が妥当であることを確認した。

## 3 事業の優先性

### (1) 事業着手時期の適切性について

「相模原市学校給食施設整備方針」などにおいて、令和8年中の供用開始を目指し、新たな給食センターを整備することが明記されていることから、事業着手時期は適切であると考えられる。

## (2) 事業の優先性について

相模原市は少子化対策を市の重点テーマの1つに掲げており、中学校給食を充実させることは子育て世帯の満足度の向上や、多くの子育て世帯に選ばれるまちの実現に資する取組であると考えられることから、本事業の優先性が高いことを確認した。

また、災害発生時には炊き出しを行うなど、防災の観点で有益な施設であることを確認したが、その機能に必要なバックアップ電源の設置についても留意いただきたい。

# 4 事業の有効性

## (1) 事業の有用性について

本事業は、現在のデリバリー方式では実現困難な温かい給食の中学校生徒全員への提供を目指すもので、食育の充実など教育的効果が見込まれることから、事業の有用性があると考えられる。

## (2) 課題解決のための有効性について

安全安心で温かい中学校給食の全員喫食を早期に実現するためには、自校方式や親子方式では課題が多く、センター方式が早期実現や事業費の低減などの観点から優位性が高いことを市として総合的に判断したことは妥当であり、課題解決に有効であると考えられる。

なお、当該方式の選択については、相模原市学校給食あり方検討委員会からの中間答申を踏まえて決定された事項であり、本委員会はそれを前提に評価を行ったものである。

## (3) 事業の有効性について

本事業では収益などの経済的効果は見込めないものの、センター方式以外の給食の実施方式の一つとして考えられる自校方式とのコスト比較が行われ、コスト面でのセンター方式の優位性が示されるなど、本事業の有効性が認められることを確認した。

なお、各方式の比較においては、全員喫食を前提にしたデリバリー方式とセンター方式との比較をすることで、よりセンター方式を採用したことの妥当性が明確になると考えられることから、その比較についても、今後検討されたい。

また、本事業の成果目標として、中学校給食の全員喫食の早期実現など4つの項目が掲げられているが、その成果指標の数値が市全体のものとデリバリー方式校のみのものとが混在していることから、今後整理していただきたい。また、成果指標は本来目標に対する指標であるべきだが、その目標との関係が読みとりにくいくらいから合わせて整理していただきたい。

## 5 事業の経済性・効率性

### (1) コスト及びその内訳の適切性について

概算事業費については、現時点での試算であり、特に(仮称)北部学校給食センターにおいては、神奈川県における用地の評価や神奈川県との協議結果により変動する可能性がある旨の説明があったが、民間活力による事業手法としてPFI手法が採用され、従来型手法よりも優位な手法で算出していることから、現時点における事業費の積算については適切であると考えられる。また、給食センターの施設整備費のみならず、一部の中学校の配膳室の整備費のほか、(仮称)北部学校給食センターの用地取得費や(仮称)南部学校給食センターの土壤入替え経費も見込まれていることから、事業費の内訳についても適切であると考えられる。

### (2) 事業の採算性について

給食センターは、事業の性質上、収益を伴わない施設であるが、給食センターの整備・運営に当たっては、PFI手法が採用されていることから、従来型手法よりもコスト面で優位であると考えられる。

### (3) 事業の経済性・効率性について

今回示されている約114億円の概算事業費は、現時点での試算である旨の説明があったが、近年、資材や人件費の高騰による建設費への影響が大きいことから、予算の設定段階など、隨時機会を捉えて、事業費単価等の見直しを図るよう努めていただきたい。

また、見直しの結果、事業費が大幅に増額した場合等であっても、事業費の積算内訳が変わるものではないことについて、丁寧な説明に努めていただきたい。

## 6 環境・景観への配慮

### (1) 周辺環境・景観との調和の配慮について

相模原市開発事業基準条例に基づき、緑化施設を適正に整備するほか、異物混入を防止する観点から虫の付きにくい樹木を選定するなど、衛生面にも配慮していることを確認した。

### (2) 周辺環境・景観への影響の低減／回避策について

環境関連法令等への合規性の観点において、騒音規制法、振動規制法などに従い事業を実施する旨の説明があったが、(仮称)北部学校給食センターの整備に当たり旧相模原総合高校の校舎を解体する際に、校舎には飛散性のないアスベストの存在が確認されているとの説明があったことから、市が解体を行う場合については大気汚染防止法が関わるほか、(仮称)南部給食センターの整備に当たっては、し尿処理施設の跡地であることから土壤汚

染対策法が関わることについて留意いただきたい。

また、食育の充実に関連し、地産地消を推進することで、結果的に輸送距離の短縮が図られることにより、環境負荷の低減につながるものと考えられる。

なお、今回はセンター方式であることから、新たに一定規模の建物を建築する利点を生かし、環境負荷の低減やCO<sub>2</sub>排出量の削減について、建築の観点からZEBなど様々な手法が適用しやすくなるものと考えられる。市の脱炭素に係る取組の方向性に合致し、先進事例となるよう進めていただきたい。

また、周辺環境への配慮の観点において、(仮称)北部学校給食センターに関して、供用開始後については、従前の高等学校と比べ、配送車両等の通行による交通量の増加が見込まれることから、定量的なデータに基づき交通対策を図っていただきたい。

### (3) 環境・景観への配慮について

給食センターの整備に当たってはPFI手法を採用することから、民間事業者に提案を求めていくこととなると思われるが、環境配慮を積極的に進めていくのであれば、例えば、市内事業者と連携し給食センターから出る残さを飼料化するなど、給食センターの特性を生かした方針について、PFI事業の条件として示していく必要がある。

以 上